

断層問題に関する理工学合同委員会 規則

承認 2014年9月8日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、断層問題に関する理工学合同委員会(以下「委員会」という)と称する。

(運営の主体)

第2条 この委員会は、(公社)地盤工学会、(一社)日本応用地質学会、(公社)日本地震工学会(以下「3学会」という)が連携・協働して運営する。

(活動期間)

第3条 この委員会は、3学会が承認した日より2017年3月31日まで活動する。
2 3学会が必要と認めた場合には、上記の期間を短縮ないし延長することができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 この委員会は、断層に関する調査・設計・施工・対策・維持管理・法的規制・技術標準等に関する最新の知見に基づいて理学分野及び工学分野の研究者・技術者がそれぞれの専門性と見識を総合して断層問題について提言や刊行物等を協力して作成し、もって防災及び国民の安全に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 この委員会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 調査・研究及び資料の収集と提供
- (2) 提言の作成
- (3) 研究集会の開催
- (4) 刊行物の作成と発行
- (5) 啓発及び広報
- (6) 国内外の関連するコミュニティ及びプロジェクトとの連携
- (7) その他、この委員会の目的の達成に必要な事項

第3章 委員会の構成

(メンバーの種別と職務)

第6条 この委員会は、以下のメンバーで構成される。

- (1) 委員長(1名)：委員会を統括する。
 - (2) 副委員長(2名)：委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。
 - (3) 幹事(若干名)：委員会の事務を担当する。
 - (4) 委員(数名)：委員会の事業を行う。
- 2 委員長及び副委員長は、3学会が指名した代表者(各1名)とし、各学会の会員から選ばれる。
 - 3 委員長及び副委員長以外のメンバーは、原則として、3学会のいずれか1つの会員から選ばれる。
 - 4 委員長は、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(メンバーの任命・除名)

第7条 委員長及び副委員長の役職は、3学会が指名した代表者の合議により決定する。

- 2 幹事及び委員は、3学会が指名した各1名の代表者の合議により決定し、3学会の承認を受けた上で、委員長が任命する。
- 3 委員長は、3学会の承認を受けた上で、幹事及び委員を除名することができる。
- 4 メンバーの任期は、この委員会の活動が終了するまでの間とする。

(メンバーの委嘱)

第8条 委員長及び副委員長は、代表する学会の長が委嘱する。

- 2 幹事及び委員は、委員長が委嘱する。

第4章 委員会の運営

(運営の方法)

第9条 3学会は、この委員会の運営を幹事会に委託する。

- 2 3学会の代表者は、この委員会の活動について、3学会に適宜報告し、意見を求める。

- 3 3学会の代表者は、この委員会の事業報告及び収支決算について、3学会の理事会に報告する。

(幹事会の開催)

第10条 幹事会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長、幹事で構成される。その他、委員長が必要と認めるメンバーに参加を求めることができる。
- 3 幹事会は、以下を審議・検討する。
 - (1) 委員会の活動と運営の方針
 - (2) 3学会との調整に関する事項
 - (3) 国内外の関連するコミュニティ及びプロジェクトとの連携に関する事項
 - (4) その他、委員会に関わること

(委員会の開催)

第11条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

第5章 その他

(庶務)

第12条 この委員会の庶務は、(公社)地盤工学会の事務局が行う。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この委員会の事業計画及び収支予算は、3学会の理事会において承認を得なければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定める他、この委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が幹事会及び委員会に諮って定めるものとする。

以上